

無年金・低年金等に関する関連資料

- 未納・未加入に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 ～
- 無年金・低年金に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13 ～
- 諸外国の最低保障制度に関する資料・・・・・・・・・・・・ P 25 ～
- 社会保障制度における低所得者への負担軽減措置・・・・・・・・ P 29 ～
- 国民年金の所得比例制の検討経過、導入する場合の論点・・・・ P 31 ～

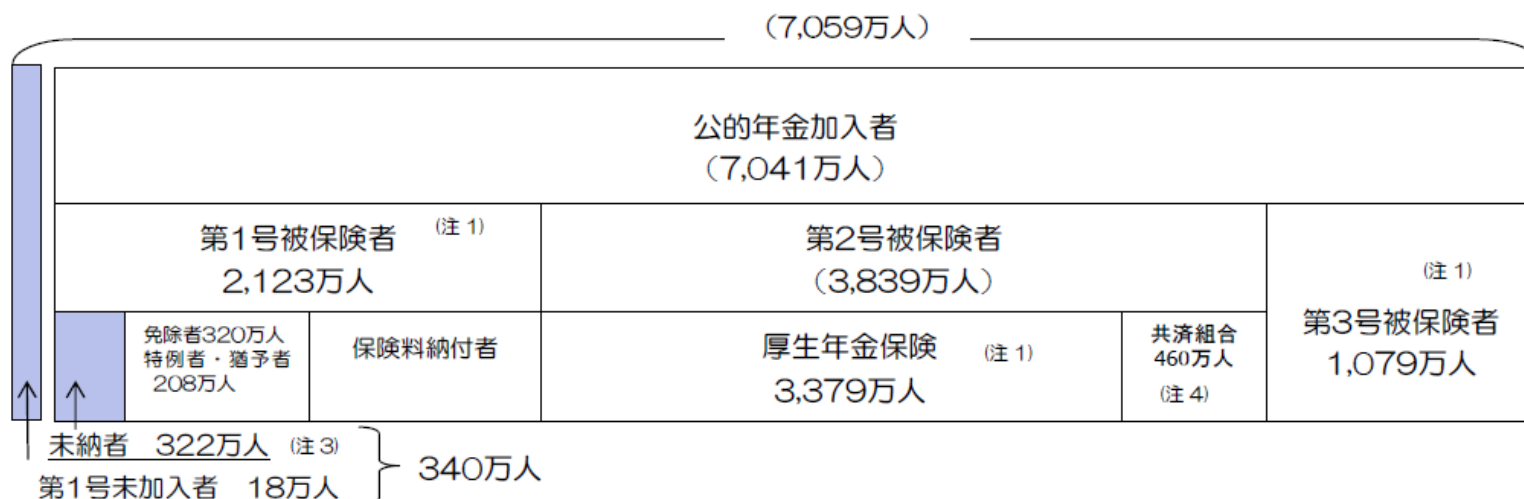
公的年金制度の加入状況等について

《公的年金加入者の状況（平成18年度末）》

- 未納者（平成18年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者）は約322万人、未加入者は約18万人。

公的年金加入対象者全体の約95%は保険料を納付(免除及び猶予を含む。)している。

※ 未納者と未加入者を合わせた約340万人は、公的年金加入対象者数の4.8%。



(注2)

(注1) 平成19年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(32万人)を含めて計上している。

2 公的年金加入状況等調査の平成13年結果及び平成16年結果を線型按分した推計値。

3 未納者とは、24か月(17年4月～19年3月)の保険料が未納となっている者。

4 平成18年3月末現在。

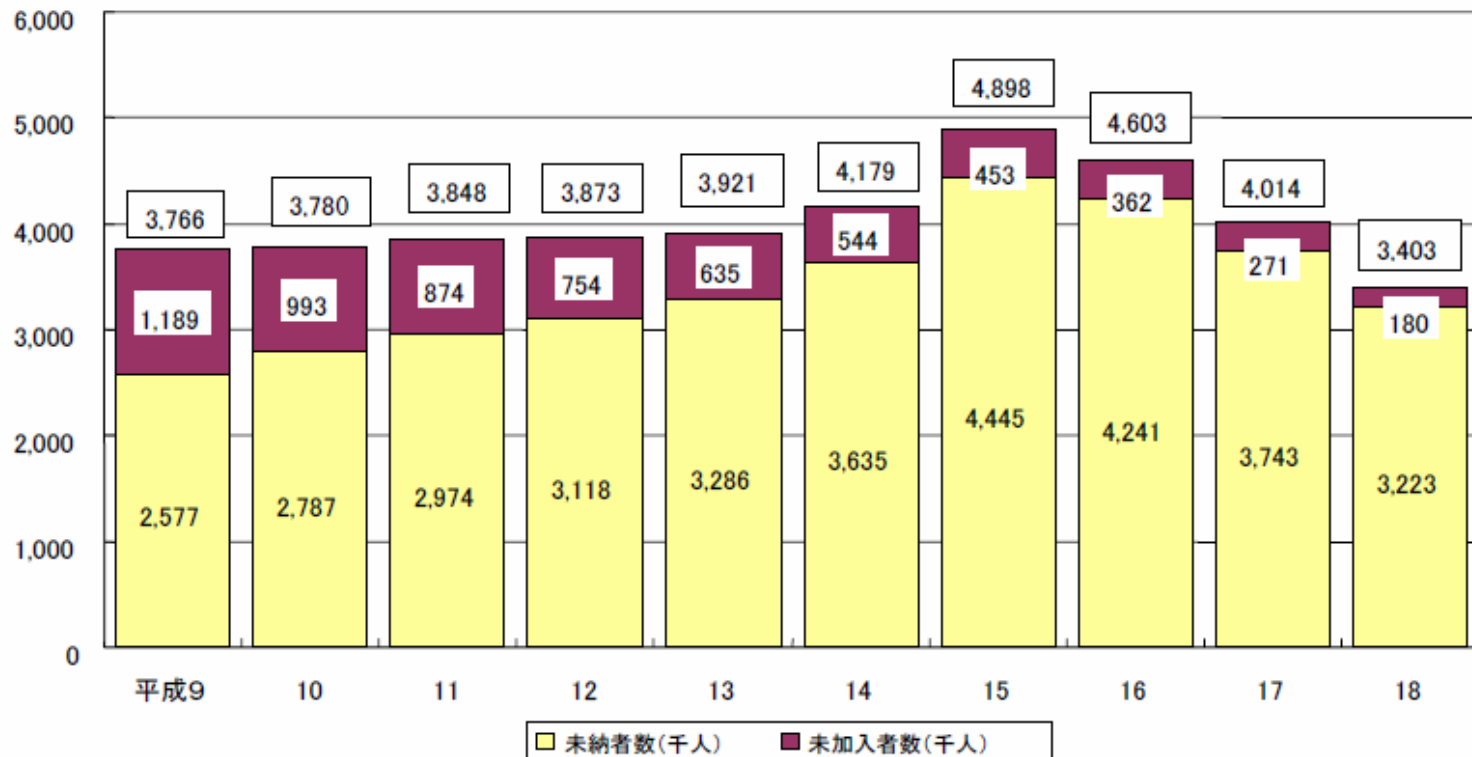
5 ()内は、時点が異なる数値を単純合計して得られた暫定値。

【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況
と今後の取組等について」(社会保険庁)

公的年金制度における未加入者・未納者数の推移

○ 近年、未加入者・未納者数は減少。



注) 未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

注) 平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注) 平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型推定したもの。

【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」(社会保険庁)

国民年金の未加入対策

○ 以下のようなこれまでの対策により、平成9年度において119万人であった未加入者が、平成18年度では18万人と、着実に減少。

1. 制度未加入者への対策

- (1) 20歳になった者全員に国民年金加入の通知をした上で、届出がない場合には職権で国民年金を適用(平成7年度～)
- (2) 住基ネットを活用した未加入者の把握
住基ネットを活用し、34歳到達時点等における未加入者の把握を行い、加入の届出勧奨を実施(今後実施予定)

2. 転業転職による年金制度間での移行の際の対策

- (1) 企業を退職後、国民年金の届出がない者に、届出用紙を同封した通知を送付(平成10年度～)
届出がない者には職権で国民年金を適用(平成17年8月～)
- (2) 国民年金の資格喪失後、厚生年金への加入の届出がない者に対する通知(平成18年度～)
- (3) 職業安定所との連携により、失業者に対する種別変更手続きの周知を徹底(平成16年10月～)

国民年金保険料の未納対策①

納付率向上に向けた戦略

納めやすい環境づくり

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4～)
- (口座振替率)
- 16年度末 17年度末 18年度末
37% → 40% → 40%
651万人 660万人 642万人
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4～)
- コンビニ納付の導入 (H16.2～)
- (利用状況)
- 16年度 17年度 18年度
347万件 → 589万件 → 749万件
- インターネット納付の導入 (H16.4～)
- (利用状況)
- 16年度 17年度 18年度
7万件 → 14万件 → 24万件
- クレジットカード納付の導入 (H19年度～)
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11～)

未納者

市町村からの所得情報

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

納付督促の実施

催告状(手紙)
H17年度 3,418万件
H18年度 1,863万件

電話
H17年度 823万件
H18年度 545万件

戸別訪問(面談)
H17年度 1,774万件
H18年度 1,627万件

集合徴収(呼出)
H17年度 1,952万件
H18年度 1,143万件

度重なる
督促にも
応じない

・質の向上
・効率化

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理(H16.10～)

免除などの周知・勧奨

- 免除や学生納付特例(学生の間の保険料納付を猶予し後で納付できるしくみ)を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額
- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知(H16.10～)
 - 若年者納付猶予制度の導入(H17.4～)
 - 免除基準の緩和・免除の遡及(H17.4～)
 - 申請免除手続の簡素化(H18.7～)
 - 多段階免除制度の導入(H18.7～)
 - 法定免除手続の簡素化(H19年度～)
 - 学生納付特例の申請手続の簡素化(H20.4～)

強制徴収の実施 ⇨ 不公平感の解消と波及効果

	17年度	18年度
最終催告状	172,440件	310,551件
納付等	43,459件	102,335件
財産差押え	3,048件	11,910件

・最終催告状は当該年度に着手し発行した件数
・納付等、財産差押え件数は、平成19年3月末現在

最終的に60
万件実施可能
な体制を構築

効率化により強制徴収へ要員シフト

- 電話納付督促の外部委託(H17.4～数値目標設定)
- 面談による納付督促に成果主義を導入(H17.10～)
- 市場化テストによる民間ノウハウの活用(H17.10～)
- (17年度)5箇所 → (18年度)35箇所 → (19年度)95箇所

事業主との連携

事業主からの情報提供及び保険料納付の勧奨等に関する協力(H19年度～)

国民健康保険(市町村)との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など(H20.4～)

社会保険制度内の連携

保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨(H20.4～)、長期未納の場合は指定等を行わない(H21.4～)

広報・年金教育等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝える国民の不安を払拭
- 学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

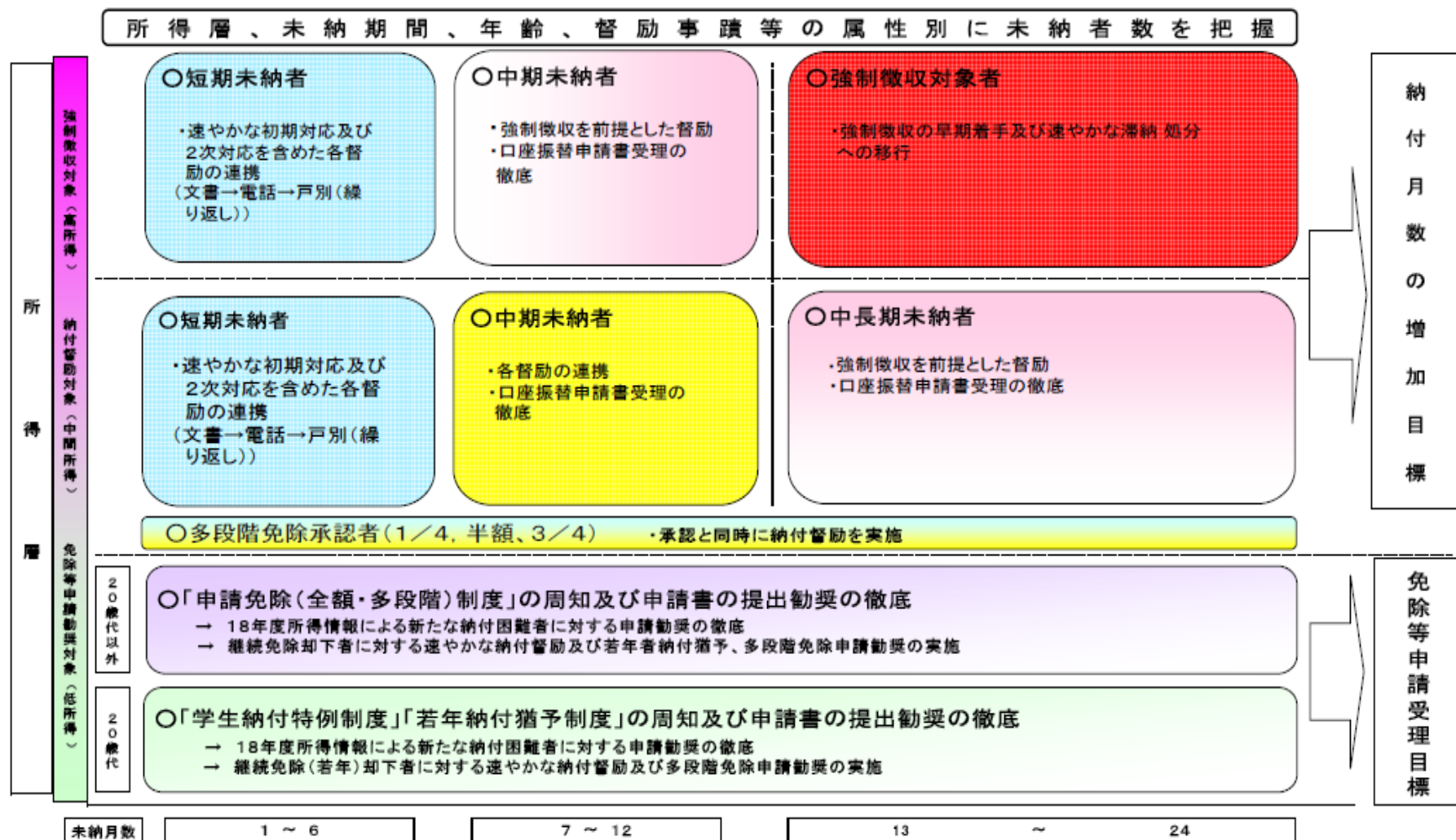
※下線部は、今般法律等により新たに措置した事項

【資料出所】

「納付率向上に向けた戦略」(社会保険庁)

国民年金保険料の未納対策②

納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）



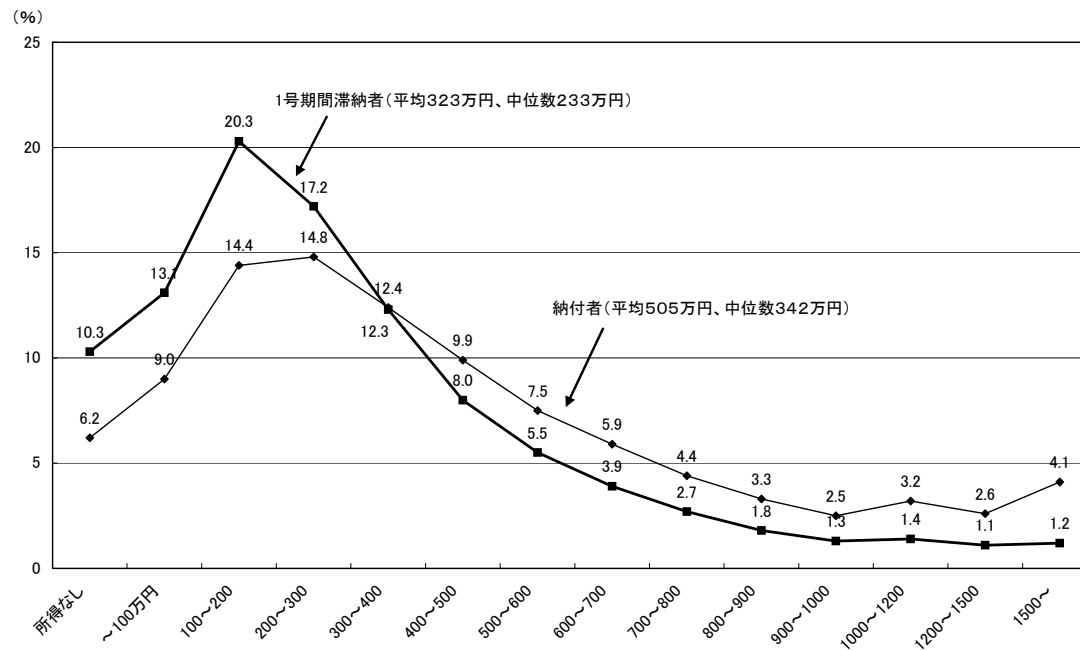
【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」（社会保険庁）

保険料滞納者の状況(1)

《世帯の収入①》

- 『国民年金被保険者実態調査(平成17年)』では、国民年金1号被保険者のうち、「滞納者*1」と「納付者*2」の世帯の所得分布をみると、全体的にはいずれも同じような傾向ではあるものの、滞納者については、納付者と比べ、年収200万円未満である者の割合が比較的多くなっている。
- この結果、滞納者の中位数は233万円と、納付者と比べ100万円以上少ない。



【資料出所】
国民年金被保険者実態調査
(平成17年)

《本資料の留意点》

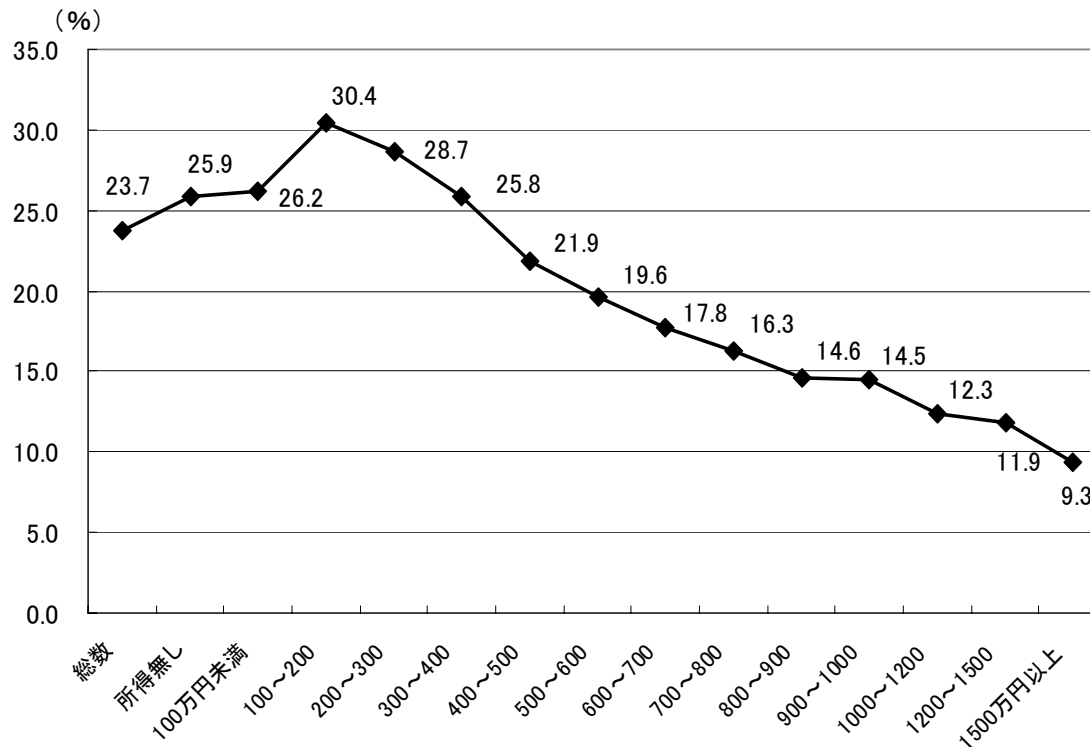
*1 滞納者とは、「過去2年間の納付対象月が1ヶ月以上ある者であって、その全ての保険料を納めなかった者」をいい、社会保険庁が毎年公表している「未納者」(過去2年間のすべてが1号被保険者期間であって、その全ての保険料を納めなかった者)と定義が異なる。

6 *2 納付者とは、「過去2年間の納付対象月が1ヶ月以上ある者であって、保険料を1ヶ月以上納めた者」をいう。

保険料滞納者の状況(2)

《世帯の収入②》

- 国民年金1号被保険者のうち、滞納者の割合を世帯での所得階級別にみると、低所得者である程、滞納者の割合が高くなっている。
- しかしながら、所得が1,500万円以上の世帯でも、保険料を滞納している者が約1割存在する。

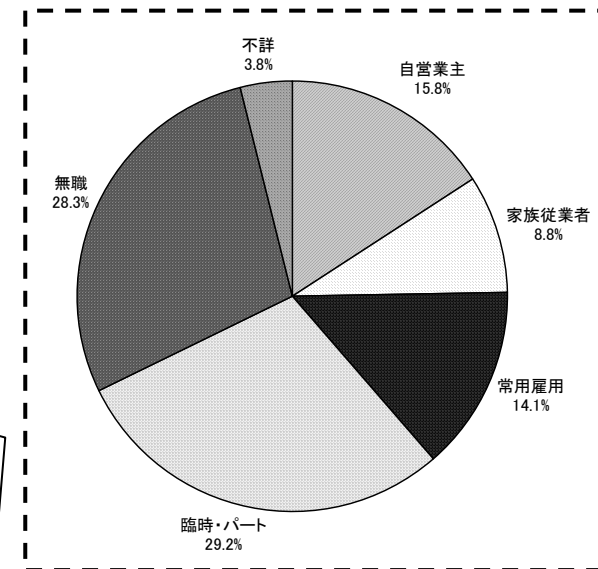
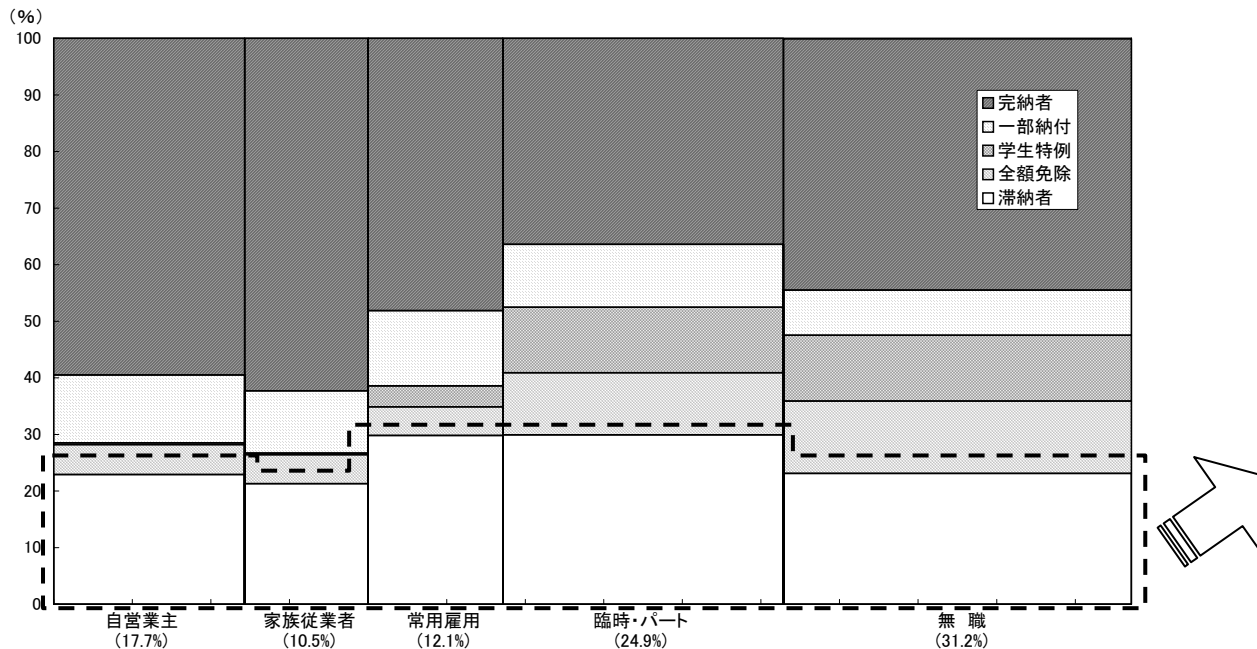


【資料出所】
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

保険料滞納者の状況(3)

《本人の就労状況》

- 就労状況をみた場合、「常用雇用」と「臨時・パート」で、滞納者の占める割合が多い。
- 特に「臨時・パート」では、学生納付特例と全額免除者が多く、完納者の割合が少なくなっている。
- 滞納者のうちでは、「臨時・パート」と「無職」の占める割合が多い。



【資料出所】
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

保険料滞納者の状況(4)

《国民年金保険料を納付しない理由①》

- 保険料を納付しない理由について、年齢階級別にみると、すべての年齢階級において、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高くなっている。(図①)
- 「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者の理由をより詳細にすると、「元々所得が少ないから」という理由が各年齢階級において過半数を占めており、「失業、事故などにより所得が低下したから」の割合は、最も高い55～59歳でも3割に満たない。(図②)

図① 年齢階級別保険料を納付しない理由(滞納者)

(単位: %)

	総数	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	受け取れる年金額が分からず、保険料に比べて少ない	これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえない	すでに年金を受ける要件を満たしている	年金制度の将来が不安・信用できない	社会保険料が信用できない	その他
1号期間滞納者総数	100.0	65.6	4.8	3.8	0.7	14.8	7.0	3.2
20～24歳	100.0	66.4	5.2	1.4	0.0	16.2	5.1	5.7
25～29歳	100.0	64.6	6.0	0.8	0.0	16.3	8.5	3.9
30～34歳	100.0	60.6	5.3	2.2	0.0	20.4	8.6	2.8
35～39歳	100.0	63.9	6.8	3.8	0.0	17.1	6.4	1.9
40～44歳	100.0	70.2	4.2	5.7	0.0	12.3	5.7	2.0
45～49歳	100.0	68.4	2.9	8.1	0.5	10.2	7.7	2.2
50～54歳	100.0	72.0	2.2	9.4	2.2	6.2	6.8	1.1
55～59歳	100.0	64.7	1.9	8.5	7.0	8.3	8.2	1.4

図② 年齢階級別保険料を納付しない理由(滞納者)

(単位: %)

	総数	元々所得が少ないから	失業、事故などにより所得が低下したから	保険料より優先度の高い支出が多いから	その他
1号期間滞納者総数	100.0	61.2	15.1	17.5	6.2
20～24歳	100.0	70.5	6.4	13.0	10.0
25～29歳	100.0	66.5	12.7	14.3	6.4
30～34歳	100.0	60.6	15.3	17.1	7.1
35～39歳	100.0	57.8	15.2	22.7	4.3
40～44歳	100.0	51.9	19.0	25.3	3.8
45～49歳	100.0	55.0	20.5	20.8	3.7
50～54歳	100.0	54.8	20.9	19.8	4.5
55～59歳	100.0	51.1	29.9	16.6	2.4

注1. 回答不詳以外の者に対する割合である。

注2. 「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者を集計している。

【資料出所】

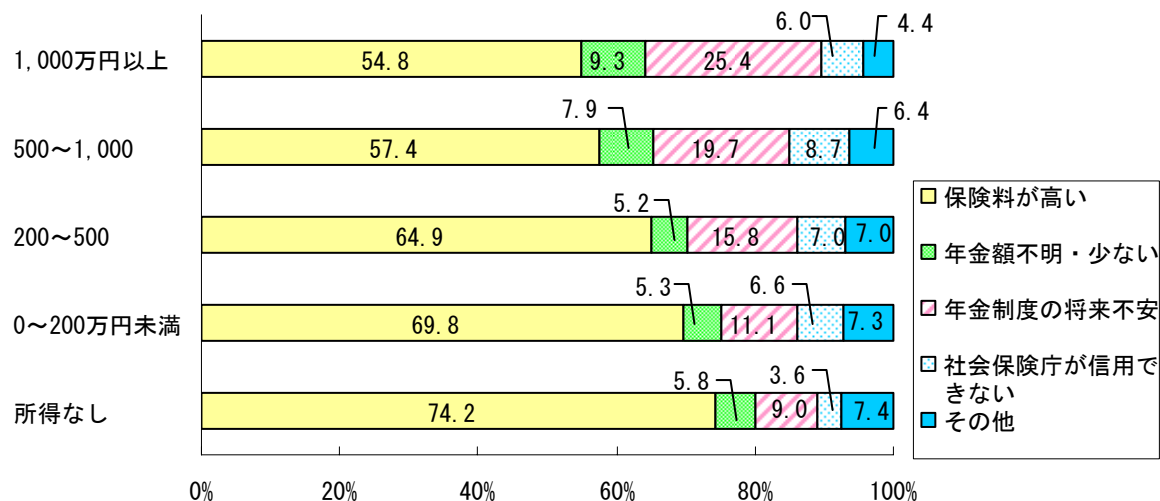
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

保険料滞納者の状況(5)

《国民年金保険料を納付しない理由②》

○ 保険料を納付しない理由としては、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も多かったが、これを世帯の総所得金額階級別にみると、すべての所得金額階級において、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高い割合となっており、世帯所得金額が1,000万円以上であっても、半数以上を占める。(図③)

図③ 世帯総所得金額階級別保険料を納付しない理由(滞納者)



注 回答不詳以外の者に対する割合である。

【資料出所】
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

保険料滞納者の状況(6)

《保険料を納付しないことについての意識》

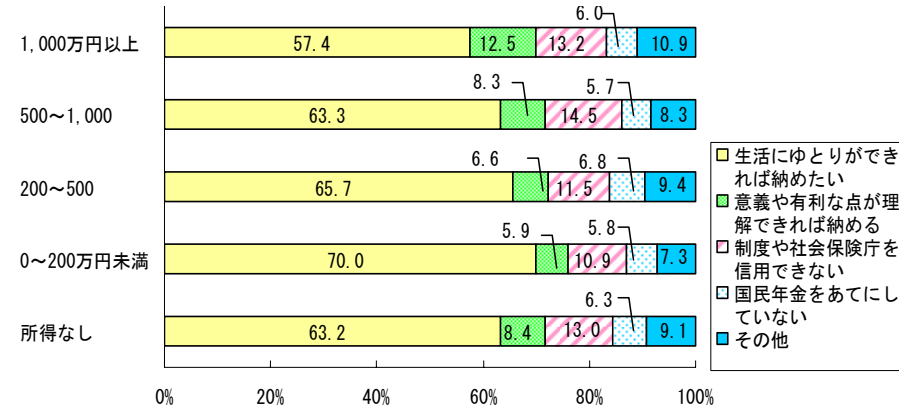
- 年齢階級別に、保険料を納付しないことについての意識をみると、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」と回答している者が約6割となっており、年齢が上がるにつれ高くなる傾向にある。(図①)
- 世帯の総所得金額階級別に、保険料を納付しないことについての意識をみると、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」とした者の割合は、所得が1,000万円以上でも半数以上となっている。(図②)

図① 年齢階級別保険料を納めていないことについての意識(滞納者)

(単位: %)

	総数	もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい	制度の意義や有利な点が理解できれば納めるつもり	年金制度や社会保険料は信用できないので納める考えはない	国民年金はあてにしていないので納める考えはない	その他
1号期間滞納者総数	100.0	63.1	8.2	13.2	6.5	9.0
20~24歳	100.0	60.2	11.1	12.1	6.6	10.1
25~29歳	100.0	60.0	8.1	16.0	7.8	8.0
30~34歳	100.0	59.8	10.5	16.0	7.0	6.7
35~39歳	100.0	59.9	6.0	17.2	7.6	9.2
40~44歳	100.0	66.6	7.9	10.3	5.1	10.1
45~49歳	100.0	69.2	6.1	10.8	6.2	7.8
50~54歳	100.0	74.6	6.3	8.5	3.0	7.7
55~59歳	100.0	65.7	4.9	9.5	6.7	13.2

図② 世帯総所得金額階級別保険料を納付しないことについての意識(滞納者)



注 回答不詳以外の者に対する割合である。

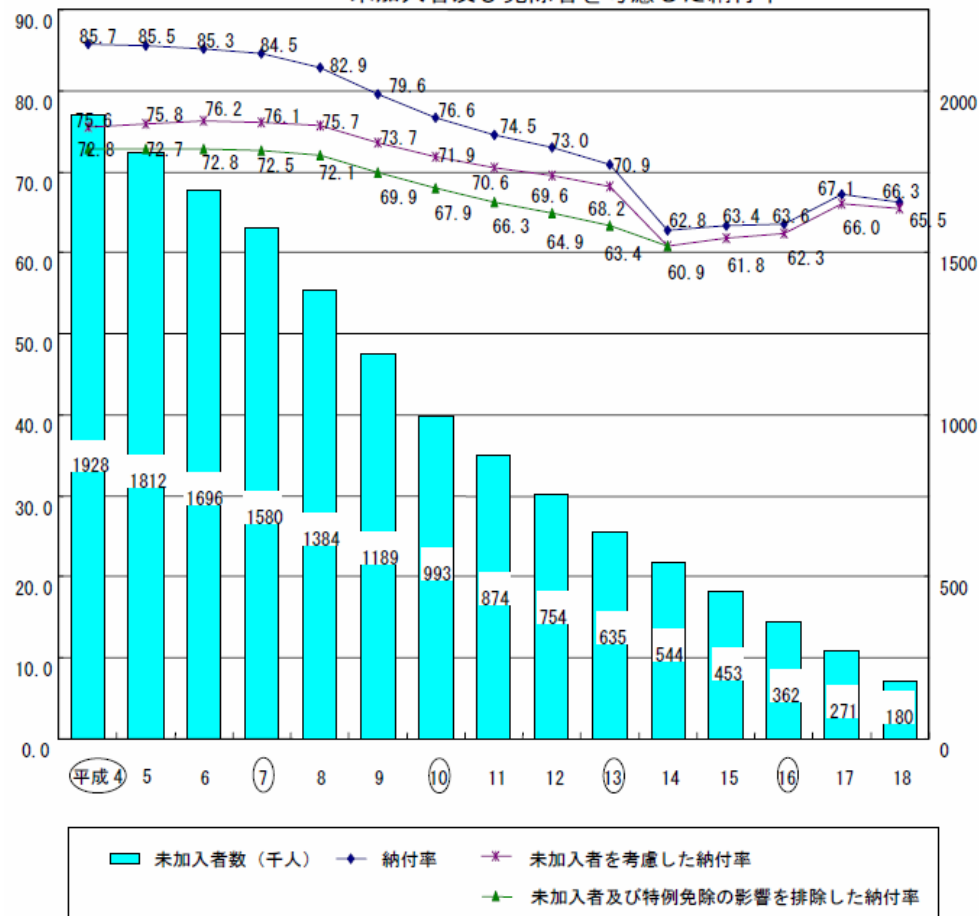
【資料出所】

「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

《参考資料》

国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析

未加入者及び免除者を考慮した納付率



(注) 平成4、7、10、13及び16年度の未加入者数は公的年金加入状況等調査による。
他の年度における未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

- ① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続を行わない者に対する職権適用(国民年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少

(注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続を行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

- ② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例で免除が認められていた(特例免除)

(例) 免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

- ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。

(注) 未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

- 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり

● 未加入者の影響を排除 → **73.7%**

● 未加入者及び特例免除の影響を排除 → **69.9%**

【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」(社会保険庁)

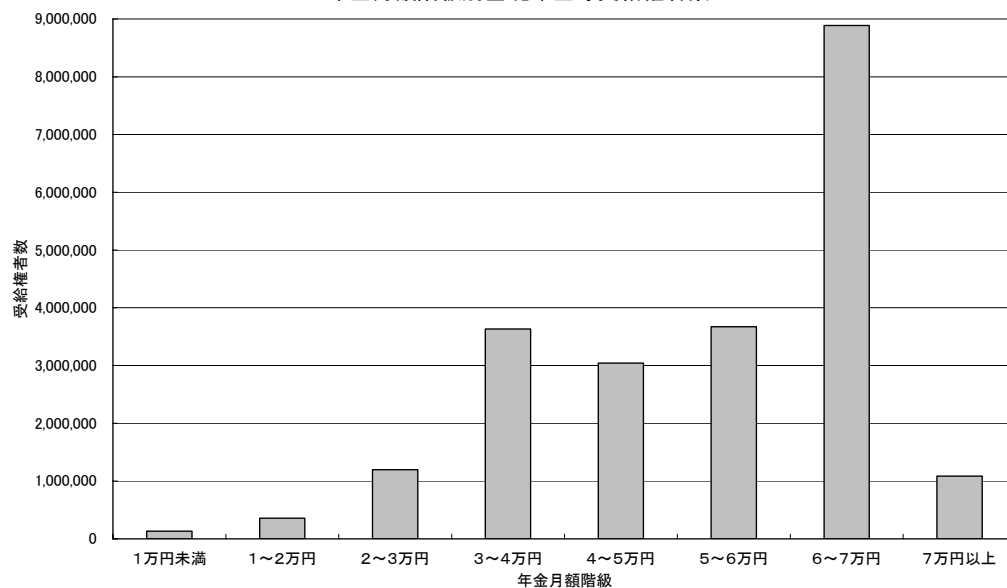
老齢基礎年金の年金額の分布

○ 老齢基礎年金等(老齢基礎年金+旧国民年金老齢年金)の受給権者(18年度末で約2,200万人)の年金額分布をみると、月額6万円台が最も多く、次いで月額5万円台及び3万円台が多くなっている。

	総 数				基礎のみ・旧国年(再掲)			
	合 計	(割合)	男 子	女 子	合 計	(割合)	男 子	女 子
合 計	22,007,125	100.0%	9,410,123	12,597,002	9,017,684	100.0%	2,256,458	6,761,226
万円以上 万円未満								
～ 12	131,097	0.6%	33,936	97,161	58,121	0.6%	1,657	56,464
12 ～ 24	357,682	1.6%	120,345	237,337	163,109	1.8%	14,565	148,544
24 ～ 36	1,197,906	5.4%	224,884	973,022	807,681	9.0%	104,498	703,183
36 ～ 48	3,635,285	16.5%	760,663	2,874,622	2,571,158	28.5%	507,373	2,063,785
48 ～ 60	3,039,657	13.8%	812,579	2,227,078	1,527,467	16.9%	359,695	1,167,772
60 ～ 72	3,673,089	16.7%	1,330,144	2,342,945	1,377,402	15.3%	325,379	1,052,023
72 ～ 84	8,887,160	40.4%	5,797,531	3,089,629	2,007,366	22.3%	801,937	1,205,429
84 ～	1,085,249	4.9%	330,041	755,208	505,380	5.6%	141,354	364,026
平 均 (円)	638,427		701,885	591,023	571,690		630,388	552,101

注 基礎のみ・旧国年(再掲)とは、新法厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金を除く)の受給権者をいう。

年金額階級別基礎年金等受給権者数

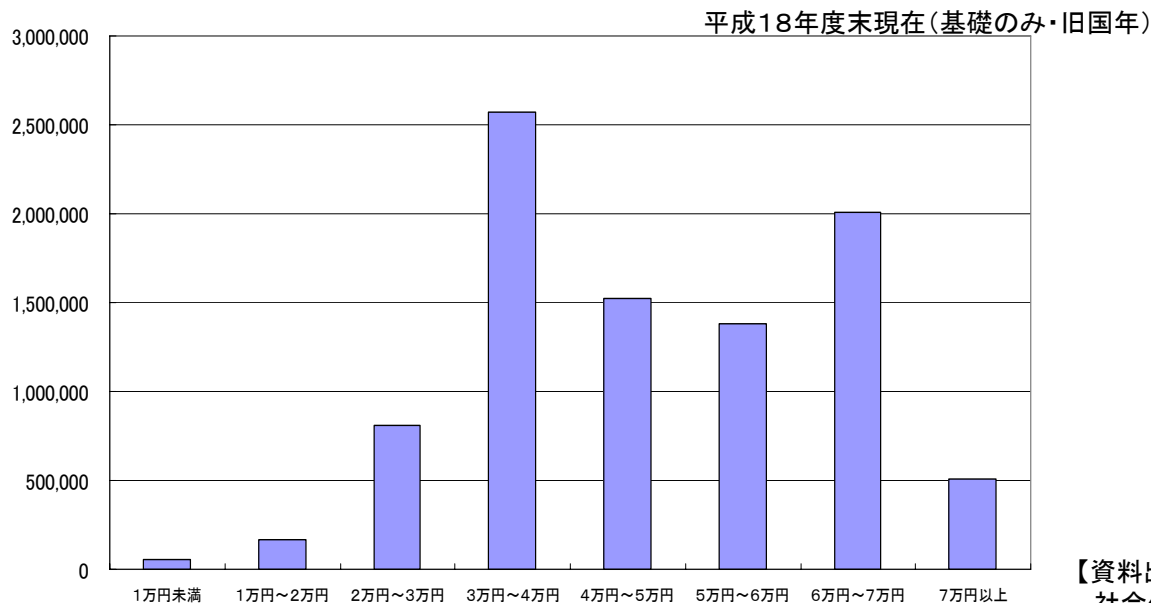


【資料出所】
社会保険事業の概況(平成18年度)

○ これを基礎のみ・旧国年で見た場合には、3～4万円が最も多く、次いで6～7万円が多くなっている。

	総 数				基礎のみ・旧国年(再掲)			
	合 計	(割合)	男 子	女 子	合 計	(割合)	男 子	女 子
合 計	22,007,125	100.0%	9,410,123	12,597,002	9,017,684	100.0%	2,256,458	6,761,226
万円以上 万円未満								
～ 12	131,097	0.6%	33,936	97,161	58,121	0.6%	1,657	56,464
12 ～ 24	357,682	1.6%	120,345	237,337	163,109	1.8%	14,565	148,544
24 ～ 36	1,197,906	5.4%	224,884	973,022	807,681	9.0%	104,498	703,183
36 ～ 48	3,635,285	16.5%	760,663	2,874,622	2,571,158	28.5%	507,373	2,063,785
48 ～ 60	3,039,657	13.8%	812,579	2,227,078	1,527,467	16.9%	359,695	1,167,772
60 ～ 72	3,673,089	16.7%	1,330,144	2,342,945	1,377,402	15.3%	325,379	1,052,023
72 ～ 84	8,887,160	40.4%	5,797,531	3,089,629	2,007,366	22.3%	801,937	1,205,429
84 ～	1,085,249	4.9%	330,041	755,208	505,380	5.6%	141,354	364,026
平 均 (円)	638,427		701,885	591,023	571,690		630,388	552,101

注 基礎のみ・旧国年(再掲)とは、新法厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金を除く)の受給権者をいう。



【資料出所】
社会保険事業の概況(平成18年度)

無年金者数(推計)

- 一般的な年金受給年齢である65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても年金を受給できない者は、現時点において最大で、42万人と推計。

	今後納付できる70歳までの期間を 納付しても25年に満たない者	(現時点において25年に満た ない者)
60歳未満	45万人	—
60歳～64歳	31万人	(65万人)
65歳以上	42万人	(45万人)

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2) 合算対象期間は含まれていない。

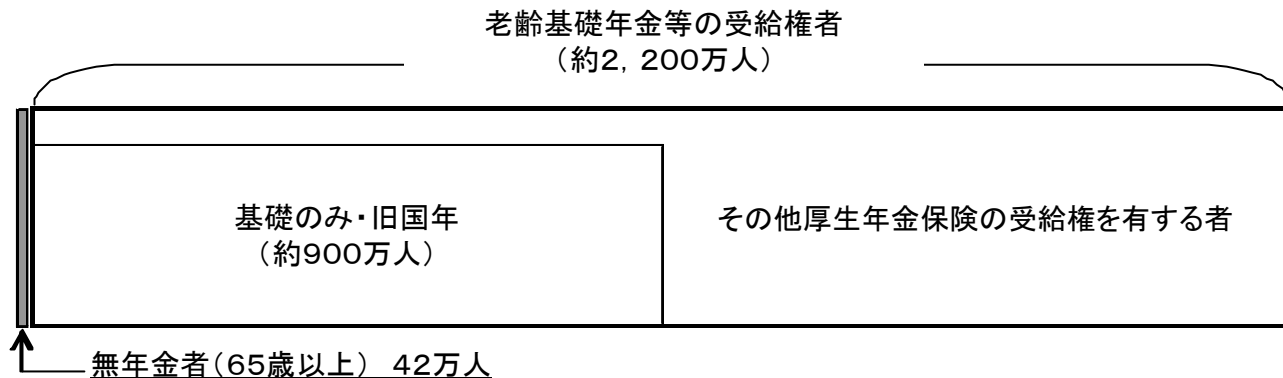
(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

【資料出所】

社会保険庁公表資料
(平成19年12月12日)



満額でない基礎年金等の受給権者・無年金者が生じる要因として考えられる理由

○ 年金の額の算定の基礎となる保険料納付済期間が満額受給の期間に満たないこと。

・ 昭和61年3月以前に被用者の配偶者であった者で、国民年金に任意加入しなかった者

⇒ この場合、昭和61年3月以前の期間は、合算対象期間(いわゆる「カラ期間」)となるので、年金額の計算には反映されない。これは、昭和61年4月の基礎年金制度導入前は、被用者本人に配偶者加給を支給することで世帯としての年金保障を行うこととしていたためであり、現行制度においても配偶者加給に代わるものとして、生年月日に応じた振替加算が行われている。

・ 被保険者期間に免除期間を有する者

⇒ この場合、免除期間は保険料を納付した月数に対して、4分の1免除された期間は6分の5、半額免除された期間は3分の2、4分の3免除された期間は2分の1、全額免除された期間は3分の1で年金額が計算されることになる。

・ 未納・未加入の状態であった期間を有する者

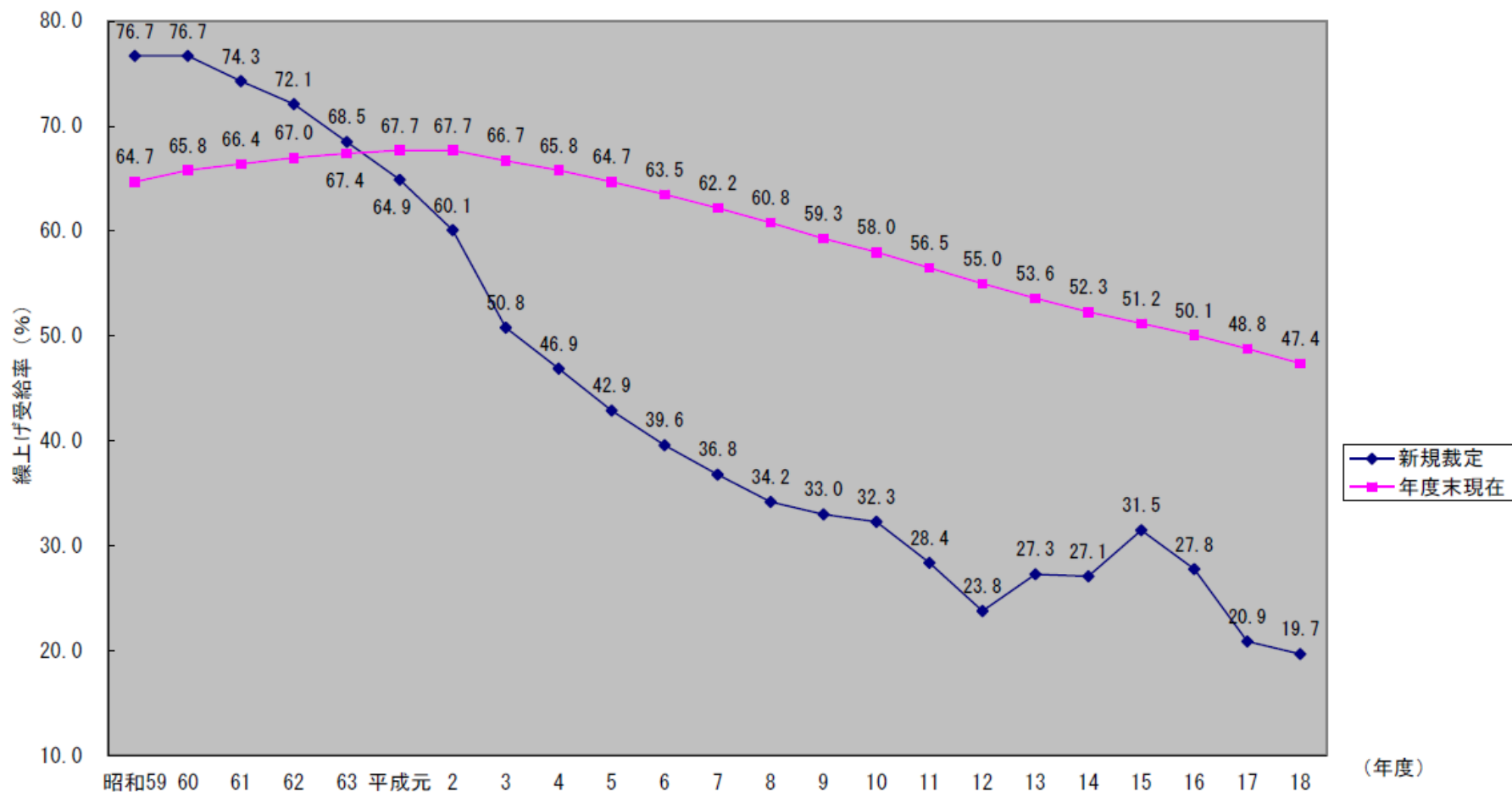
⇒ この場合、未納・未加入の状態であった者は満額の納付月数(原則40年)に満たなくなったり、受給資格期間(原則25年)に満たずに無年金状態になったりする。

○ 65歳前から老齢基礎年金等の繰上げ受給を行っているために、減額された老齢基礎年金等を受給していること。

・ 60歳から受給した場合の繰上げ減額率は、昭和16年4月1日以前生まれの者は42%、同月2日以後生まれの者は30%となっている。

・ 老齢基礎年金等の国民年金の繰上げ受給の選択率は、平成18年度においては、全体で約50%、新規裁定で約20%。なお、かつては新規裁定で8割近く繰上げ受給が選択されていたこともあった。

国民年金 繰上げ受給率の推移

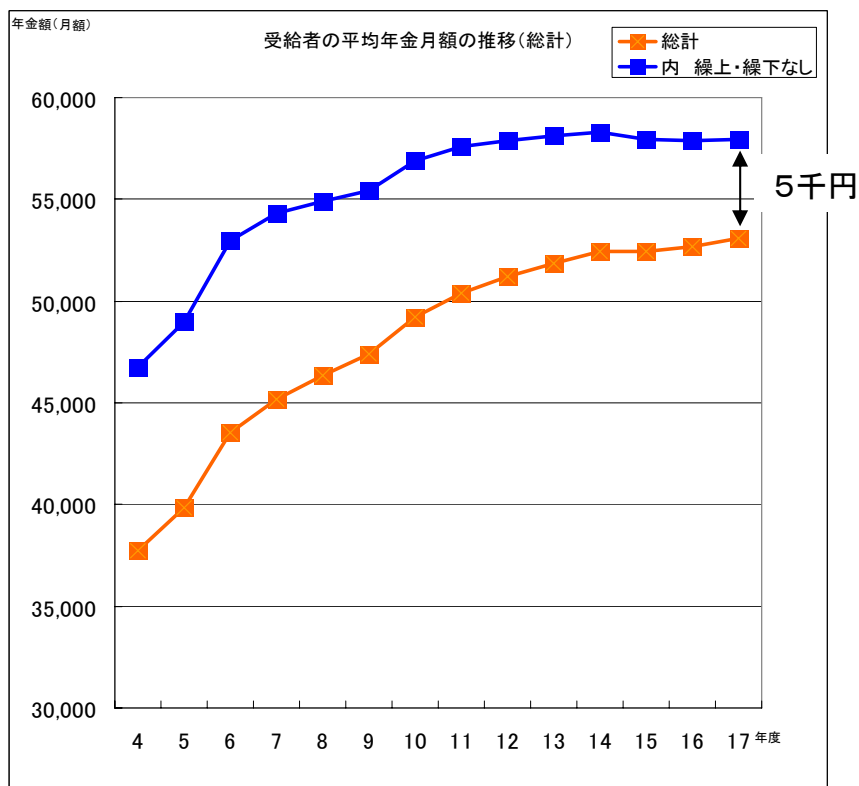


【資料出所】
社会保険事業の概況
(社会保険庁)

繰上げ受給等を行っている場合とそうでない場合との平均年金額の比較

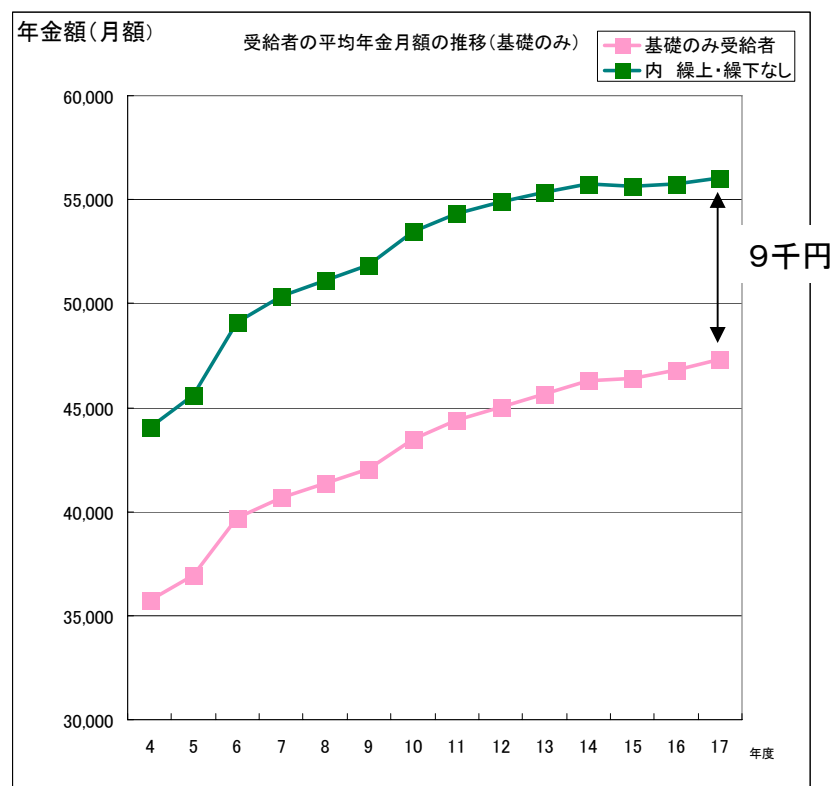
- 老齢基礎年金等の受給者の平均年金額は約5万3千円、繰上げ受給等を行っていない者のみでは約5万8千円となっており、約5千円の差が生じている。(①)
- 基礎年金のみの受給者をみると、平均年金額は約4万7千円、繰上げ受給等を行っていない者のみでは約5万6千円となっており、約9千円の差が生じている。(②)

《①老齢基礎年金等*1の受給者》



*1 老齢基礎年金+旧国民年金老齢年金(5年年金を除く。)

《②基礎年金のみ*2の受給者》



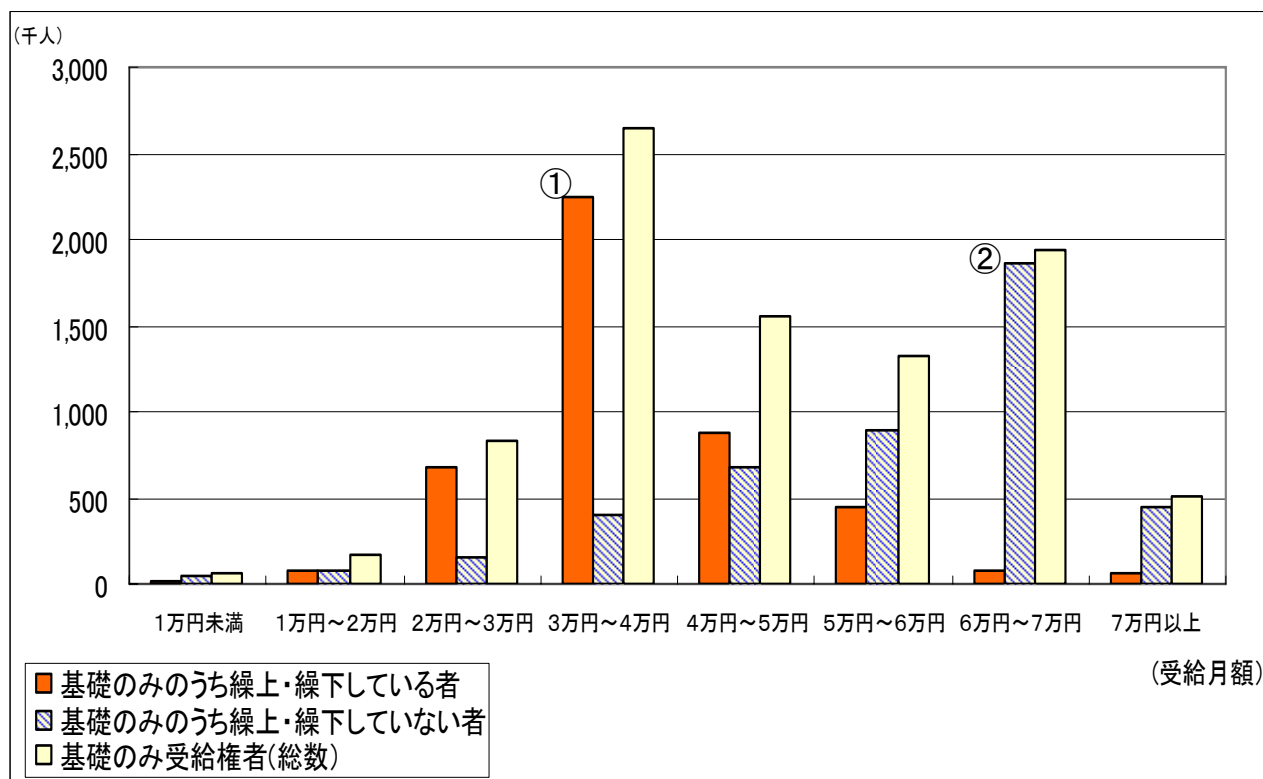
*2 厚生年金保険の受給権を有しない者の基礎年金及び旧国民年金老齢年金(5年年金を除く。)

【資料出所】

社会保険庁事業年報

繰上げ受給等を行っている場合とそうでない場合との年金額の分布

- 基礎年金のみの受給権者の年金額分布をみると、繰上げ受給等を行っている者が最も多いのは3～4万円(①)であり、繰上げ受給等を行っていない者では6～7万円(②)となっている。
- 繰上げ受給者の請求時の年齢は、60歳が最も割合が高く、繰上げ受給者全体の約6割。



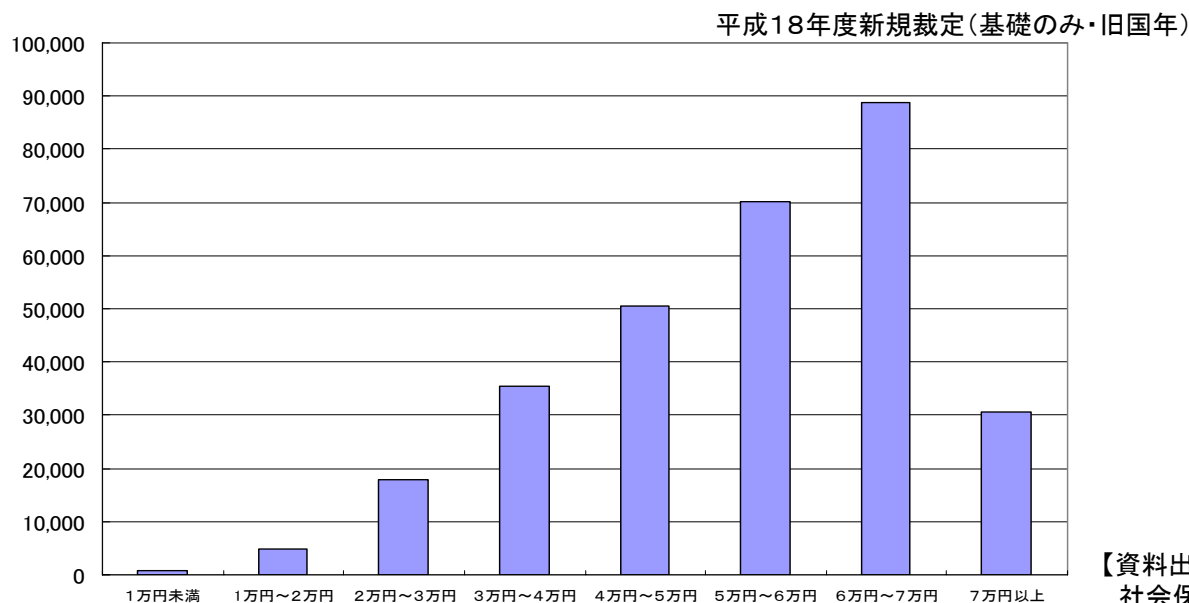
【資料出所】
 社会保険庁事業年報(平成17年度)
 に基づき作成

《繰上げ受給者の請求時年齢の構成(平成17年度末現在)》

総 数	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳	
4,409,316	2,515,096	57.0 %	687,560	15.6 %	422,495	9.6 %	579,086	13.1 %	205,079	4.7 %

○ 基礎のみ・旧国年の新規裁定者で見た場合には、6～7万円が最も多く、次いで5～6万円が多くなっている。

	総 数				基 礎 の み ・ 旧 国 年 （ 再 掲 ）			
	合 計 （割合）		男 子	女 子	合 計 （割合）		男 子	女 子
合 計	355,714	100.0%	92,326	263,388	298,993	100.0%	75,942	223,051
万円以上 万円未満								
～ 12	2,324	0.7%	211	2,113	792	0.3%	102	690
12 ～ 24	7,193	2.0%	1,918	5,275	4,746	1.6%	857	3,889
24 ～ 36	24,226	6.8%	6,477	17,749	17,868	6.0%	3,015	14,853
36 ～ 48	44,058	12.4%	6,032	38,026	35,577	11.9%	4,234	31,343
48 ～ 60	59,419	16.7%	13,584	45,835	50,572	16.9%	11,556	39,016
60 ～ 72	81,251	22.8%	17,711	63,540	70,161	23.5%	15,870	54,291
72 ～ 84	102,419	28.8%	38,240	64,179	88,723	29.7%	32,938	55,785
84 ～	34,824	9.8%	8,153	26,671	30,554	10.2%	23,184	
平 均 （円）	635,367		665,565	624,781	645,921		688,175	631,534

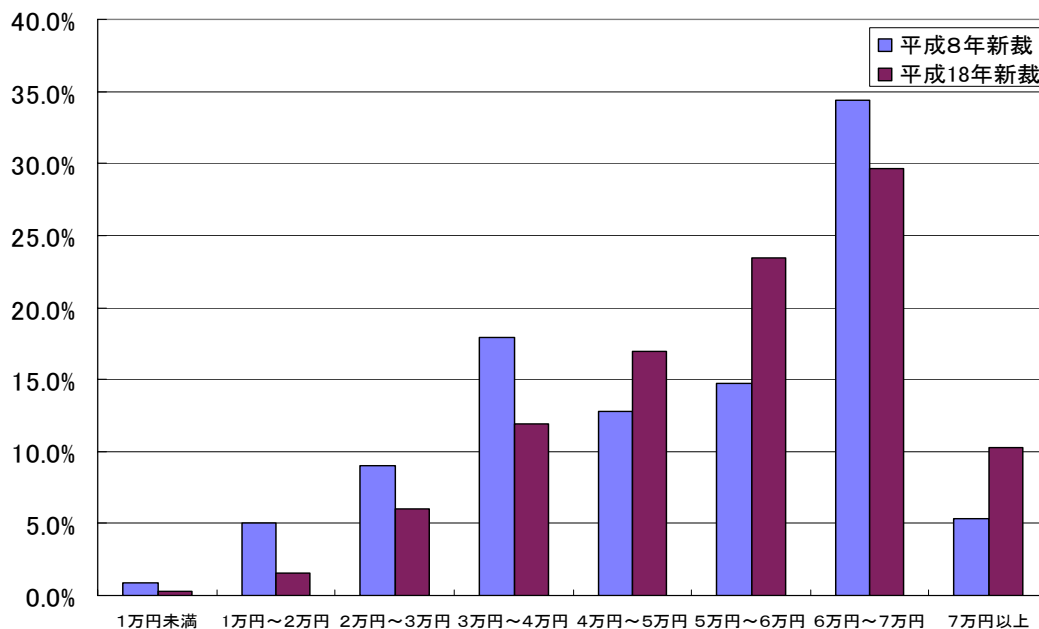


【資料出所】
社会保険事業の概況(平成18年度)

○ 平成8年度(基礎のみ・旧国年)と平成18年度(基礎のみ・旧国年)を比較すると、平成18年度では、3～4万円の割合が減少し、5～6万円の割合が増加している。

	平成8年新裁	平成18年新裁
1万円未満	0.8%	0.3%
1万円～2万円	5.0%	1.6%
2万円～3万円	9.0%	6.0%
3万円～4万円	17.9%	11.9%
4万円～5万円	12.8%	16.9%
5万円～6万円	14.7%	23.5%
6万円～7万円	34.4%	29.7%
7万円以上	5.3%	10.2%
計	100.0%	100.0%

平成8年(新規裁定)と平成18年(新規裁定)の年金額階級の割合の比較



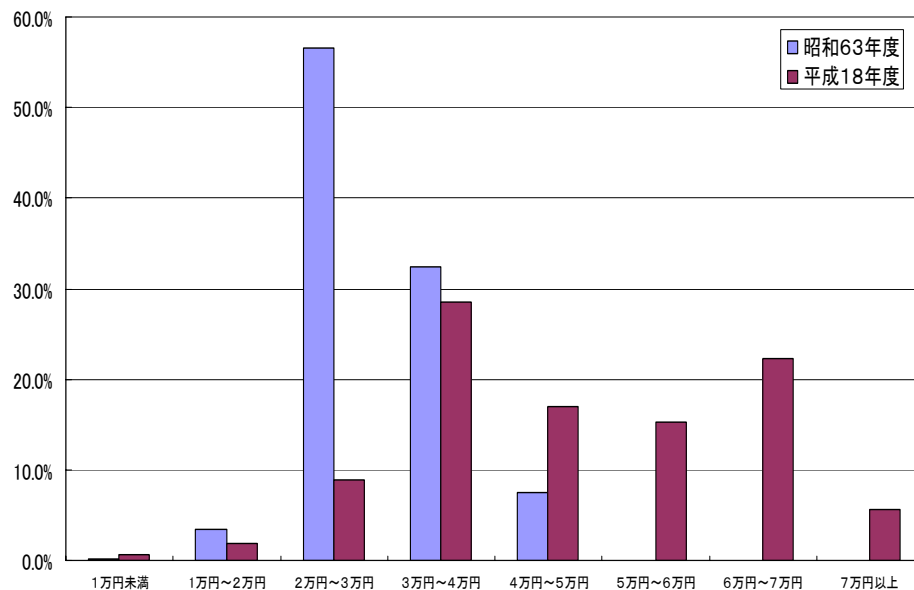
【資料出所】

社会保険庁事業年報(平成8年度)
社会保険事業の概況(平成18年度)

- 時点が異なるため、一概には比較できないが、昭和63年度末現在(基礎のみ・旧国年)と平成18年度現在(基礎のみ・旧国年)をみた場合、平成18年度において、低年金の割合が低い。

	昭和63年度	平成18年度
1万円未満	0.1%	0.6%
1万円～2万円	3.4%	1.8%
2万円～3万円	56.6%	9.0%
3万円～4万円	32.4%	28.5%
4万円～5万円	7.5%	16.9%
5万円～6万円	—	15.3%
6万円～7万円	—	22.3%
7万円以上	—	5.6%
計	100.0%	100.0%

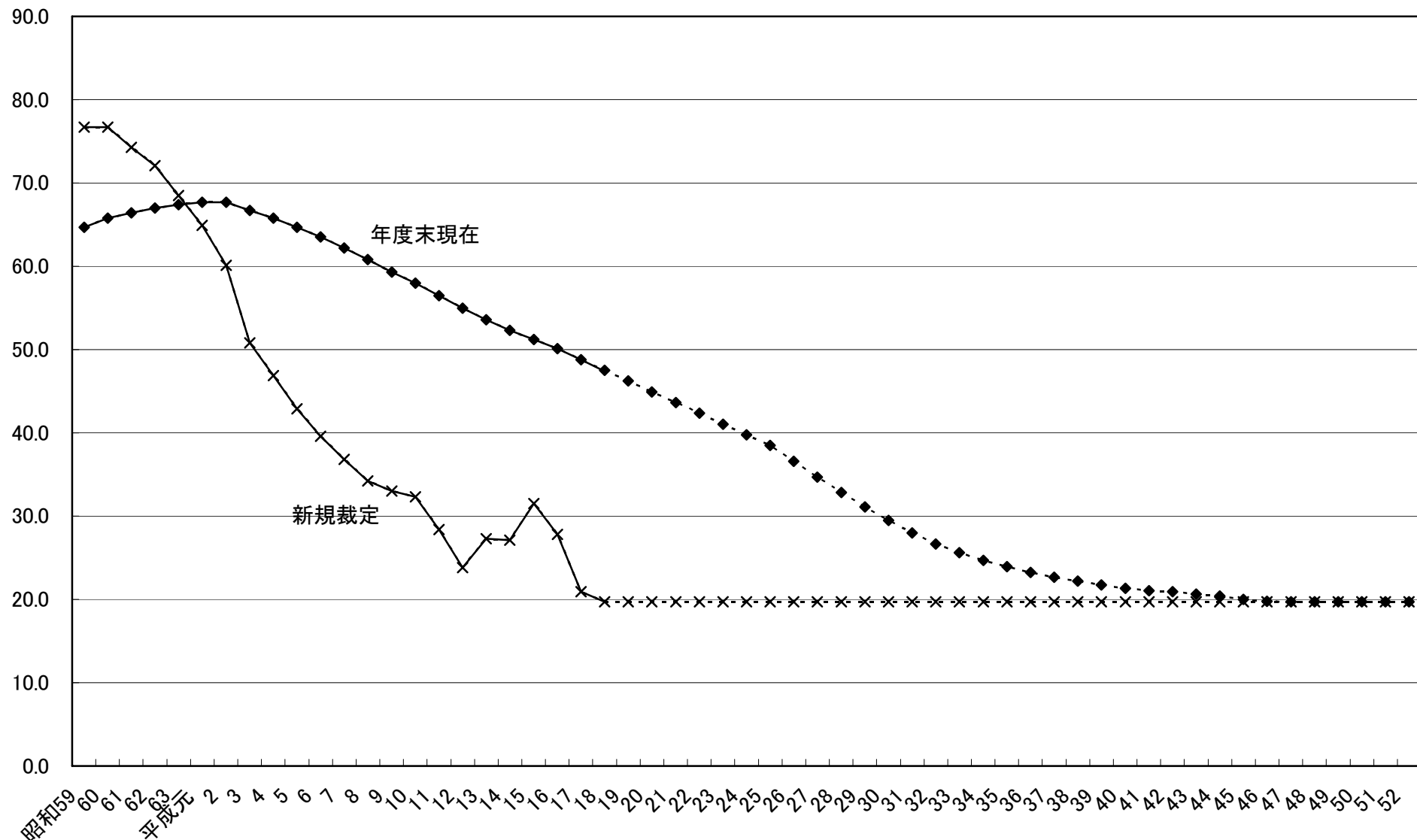
63年度末現在(旧法拠出+基礎)と平成18年度末現在(基礎のみ・旧国年)の比較



【資料出所】

社会保険庁事業年報(昭和63年度)
社会保険事業の概況(平成18年度)

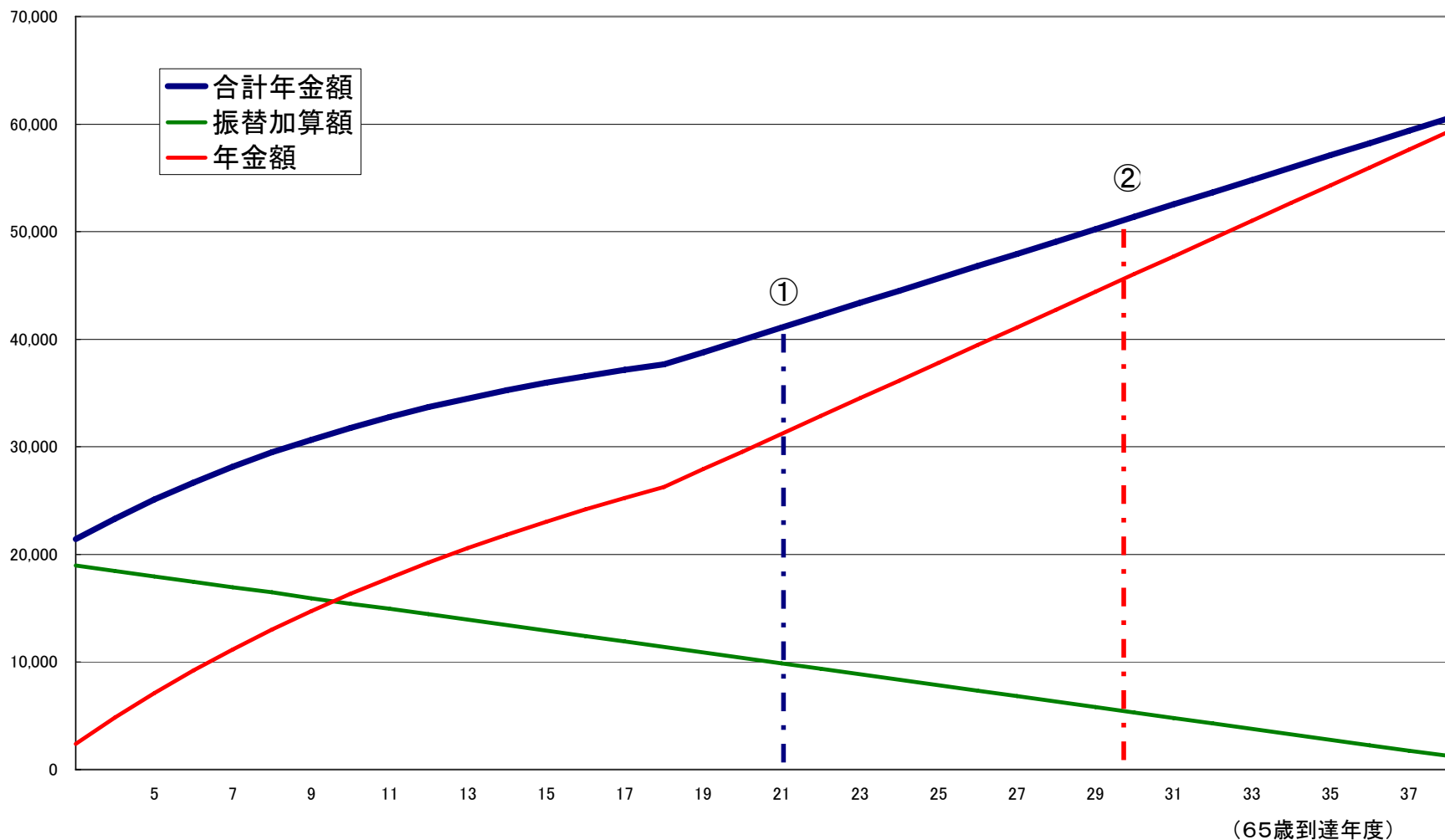
国民年金 老齢年金繰上げ受給率の推移及び見通し



(注) 平成19年度以降は、新規裁定分を19.7%で一定とし、年度末分については過去30年間(ほぼ60歳女性の平均余命に相当)の新規裁定分の平均値に等しくすると仮定して推計。

第3号被保険者制度の成熟に伴う被扶養配偶者の受給額の変遷

(月額)



①; 平成21年4月に65歳に到達する者(昭和19年4月2日生まれ)の年金額(月額)は、約4万円(平成20年度価格)である。

②; 平成30年4月に65歳に到達する者(昭和28年4月2日生まれ)の年金額(月額)は、約5万円(平成20年度価格)となる。

(注) 振替加算額は各年度ごとの加算率により、年金額本体は各年度末生月者の加入可能月数に基づきそれぞれ算出。

《各国の公的扶助制度と高齢者に対する拠出制年金制度以外の所得保障》

[illegible]

○＝対象、△＝法律上排除されていないが運用上対象とならない者、×＝法律上対象とならないことが明記されている者

(注1)本表においては、各国における低所得者を対象とした税による代表的な公的給付を列挙した。各国において給付の対象者の範囲等が異なることに留意が必要。

(注2)2003年1月からの導入当初は、基礎保障は社会扶助とは異なるものとされていたが、2005年の社会扶助改革により、基礎保障法は連邦社会扶助法とともに社会法典第12編に統合され、社会扶助の一類型として位置付けられている。社会扶助には、生計扶助、医療扶助、介護扶助などの類型があるが、基礎保障は、生計困難者一般を対象とする生計扶助についての特別制度に当たる。

(注3)3年以上のスウェーデン居住期間があることが受給要件。なお、当該要件を満たせないような滞在期間の短い移民などに対しては、保証年金とは別に「高齢者生計費補助制度」から給付がなされる。

(注4)貧困家庭一時的扶助(TANF)は、州政府により運営されており、州ごとに独自に給付額基準が設定されている。連邦政府は各州に補助金を交付。

(注5)一般扶助(GA)は、州政府や地方政府が独自に行う扶助施策の総称であり、失業保険や補足的保障所得(SSI)などの適用範囲に含まれない者や、それらの給付によってもなお満たされない者を対象として、州若しくは地方政府が独自に財源を支出し実施されており、運営は実施主体により異なる。

(注6)一般扶助(GA)は、州政府や地方政府の独自施策であるため、対象者も各州・地方政府ごとに異なる。

(注7)認定移民とは、7年以上米国に居住する合法永住者、亡命者、難民等

【資料出所】

「主要各国における公的扶助制度の比較検証に関する調査報告書(平成15年3月)」(UFJ総研)、
「海外情勢報告(2005～2006)」(厚生労働省)などを元に厚生労働省年金局において作成。

諸外国における最低年金額の支給要件

OECDレポート (Pensions at a glance, 2007) においては、OECDの中で14カ国が最低年金 (Minimum pensions) を導入していると紹介されているが、大半の国において通常の年金支給要件 (受給資格期間・居住要件) を満たした場合に最低年金額が支給される。

国名	通常の支給要件	最低年金額の支給要件	最低年金額に対する独自の税負担の有無 (注1)	備考 (最低年金額保証の方法等)
チェコ	・ 15年の最低加入期間を有すること ・ 65歳	同じ	無	・ チェコの年金額は、最低加入期間 (15年) を満たした場合に、拠出期間に関係なく一定額が支給される基本額と、拠出期間と所得に比例する比例額の合計によって計算されている。 ・ 比例額について最低年金額が保証されている。
フィンランド	・ フィンランド国民で16歳以降3年居住していること、又は他国の国民で5年以上居住していること ・ 65歳	同じ ※ 居住期間 (満額は40年)、居住地、婚姻の有無、他の年金所得の受給額に応じて決定される。	有 (約40%)	
フランス	・ 最低加入期間はなし ・ 60歳	同じ ※ 加入期間が40年に満たない場合は、加入期間に応じて減額される。	無	・ 報酬比例年金額について一定額に満たない場合に、額の最低保障がなされる。
ギリシャ	・ 4,500日の最低加入期間を有すること ・ 男性65歳、女性60歳	同じ	無	
メキシコ	・ 1,250週の最低加入期間を有すること ・ 65歳	同じ	有 (負担割合は不明)	・ 強制貯蓄により積立てた年金額が一定額に満たない場合に、額の最低保障がなされる。
ノルウェー	(基礎年金) ・ 16歳から66歳までの間に3年間の保険期間があること ・ 67歳 (補足年金) ・ 年収が一定額を超えている年が3年以上あること。 ・ 67歳	(特別補足年金) ・ 基礎年金と同じ。 ※ 所得比例である補足年金がない又は小額の場合に支給される。 ※ 特別補足年金額は、加入期間が40年に満たない場合は加入期間に応じて減額	無	所得比例である補足年金の額について一定額に満たない場合に、特別補足年金により補足年金額の最低保障がなされる。(ノルウェーの年金制度は、補足年金の他に一階部分として定額 (拠出期間比例) の基礎年金がある。)

ポルトガル	・ 15年の最低加入期間を有すること ・ 65歳	同じ ※ 最低年金額は、年金額計算に使用される参照収入の30%又は加入期間に応じた定額のどちらか高い方。	無	・ 報酬比例年金額について一定額に満たない場合に、額の最低保障がなされる。
ルクセンブルグ	・ 10年の最低加入期間を有すること ・ 65歳	同じ ※ 加入期間が40年に満たない場合は1年につき1/40ずつ減額される。	無	・ ルクセンブルグの年金額は、最低加入期間(10年)を満たした場合に、拠出期間に関係なく一定額が支給される基本額と、拠出期間と所得に比例する比例額の合計によって計算されている。
スペイン	・ 15年の最低加入期間を有すること ・ 65歳	同じ ※ 所得調査あり	有(全額)	・ 報酬比例年金額について一定額に満たない場合に、額の最低保障がなされる。
スイス	・ 1年(外国人は10年)の最低加入期間を有すること ・ 男性65歳、女性64歳	同じ	無	・ 報酬比例年金額について加入中の平均所得に応じた一定額と、所得に比例する比例額の合計によって計算される。
ポーランド	・ 最低加入期間なし ・ 男性65歳、女性60歳	・ 男性25年、女性20年の加入期間 ・ 男性65歳、女性60歳	有(全額)	・ 報酬比例年金額について一定額に満たない場合に、額の最低保障がなされる。
スウェーデン	(所得比例年金) ・ 最低加入期間なし ・ 61歳以降で受給者が自ら選択	(保証年金) ・ 3年以上スウェーデンに居住していること ・ 65歳 ※ 物価基準額、所得比例年金額及び居住年数により額が算出される	有(全額)	・ 所得比例年金の額について一定額に満たない場合に、保証年金により額の最低保障がなされる。

※ スロバキア、トルコについては、データがないため制度の詳細を確認することができない。

(注1) 年金制度全体に対する国庫負担の有無ではなく、最低年金額に対して特に税負担がなされているものを記述。

(注2) OECDレポート(Pensions at a glance,2007)において最低年金(Minimun pensions)を導入しているとされている14カ国の年金制度について、Social Security Throughout the World,2006(米国社会保障庁)等により作成したもの。したがって、それぞれの国について上記に掲げた最低年金とOECDレポート(Pensions at a glance,2007)における最低年金(Minimun pensions)が同じものを指しているとは限らない。

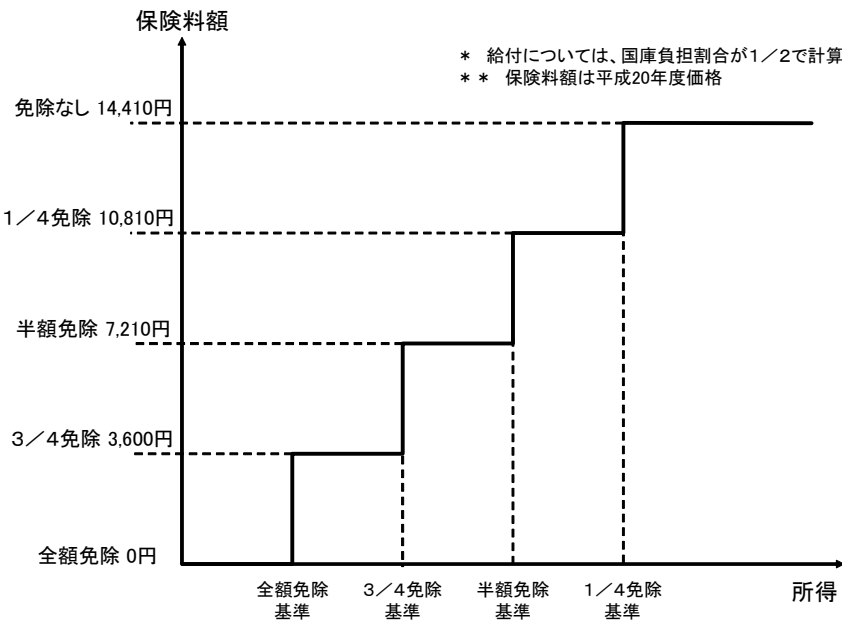
(資料出所) Social Security Throughout the World : Europe,2006/The Americas,2005,Social Security Administration, USA.

社会保障制度における低所得者への負担軽減の仕組み

	国民年金	医療保険		介護保険
		国民健康保険	長寿医療(後期高齢者医療)	
保険料の減免・設定の仕組み	○ 被保険者の申請に基づき、社会保険庁長官が承認したときに、その者の所得に応じて、保険料の納付義務が免除される。(申請免除)	○ 市町村が有する所得情報に基づき、被保険者の所得に応じて、市町村が保険料を設定。	○ 後期高齢者医療広域連合が、市町村が有する所得情報に基づき、被保険者の所得に応じて、保険料を設定。	○ 市町村が有する所得情報に基づき、被保険者の所得に応じて、市町村が保険料を設定。
減免・軽減の基準	- 市町村民税非課税(所得ベースで162万円):保険料全額免除 - 所得税非課税所得+40万円(所得ベースで230万円):保険料4分の3免除 - 所得税非課税所得+80万円(所得ベースで282万円):保険料半額免除 - 所得税非課税所得+120万円(所得ベースで335万円):保険料4分の1免除 * 4人世帯(夫婦2人、子ども2人で、夫か妻どちらかのみに所得がある世帯)の場合 (注)障害年金の受給権者や生活保護受給者等は、申請手続きがなくても、保険料の納付義務が免除される。(法定免除)	世帯主及び当該世帯に属する被保険者につき算定した総所得金額等の合算額が次のいずれかの条件を満たす場合は、応益割を減額する。 7割軽減 合算額 ≤ 33万円 5割軽減 合算額 ≤ 33万円 + 24.5万円 × 世帯主を除く被保険者数 2割軽減 合算額 ≤ 33万円 + 35万円 × 被保険者数	- 基本的に国民健康保険と同様 - ただし、保険料の軽減について、 ①20年度における当面の対策として、 7割軽減世帯のうち8月まで年金から支払っている者については、10月からは保険料を徴収しない 等 ②21年度以降の対策として、 7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者の全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得はない)の世帯について9割軽減とする 等 の対策が行われることとされている。	- 生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が80万円以下の者等:保険料基準額 × 0.5* - 世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が80万円超の者等:保険料基準額 × 0.75* * 標準的な割合
給付への反映	保険料免除期間については、基礎年金の国庫負担に相当する額が給付に反映される。	一般の者と同じ給付内容 ただし、所得等に応じ、自己負担割合や一部負担金の上限は相違		
				ただし、所得等に応じ、利用者負担の上限は相違

<保険料の減免・設定のイメージ>

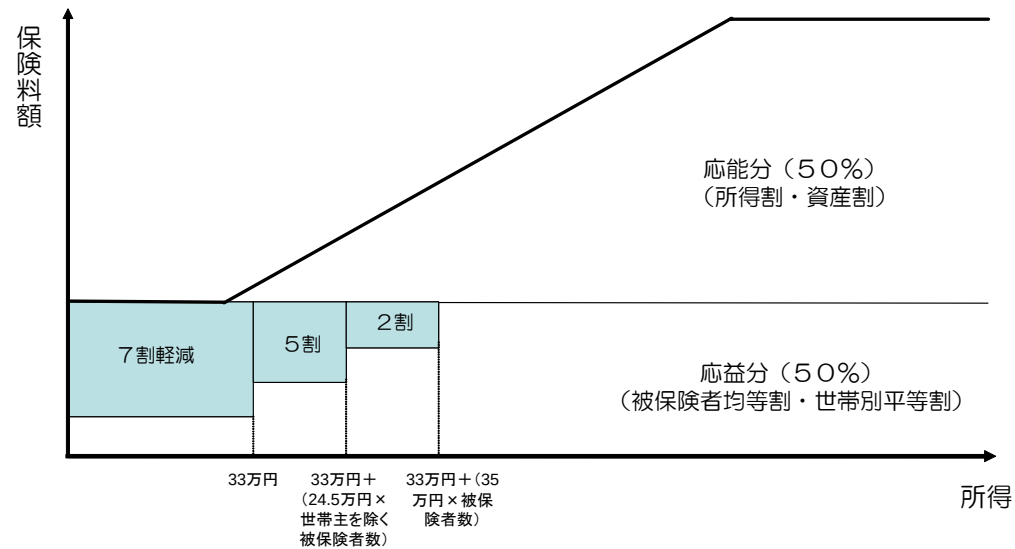
国民年金



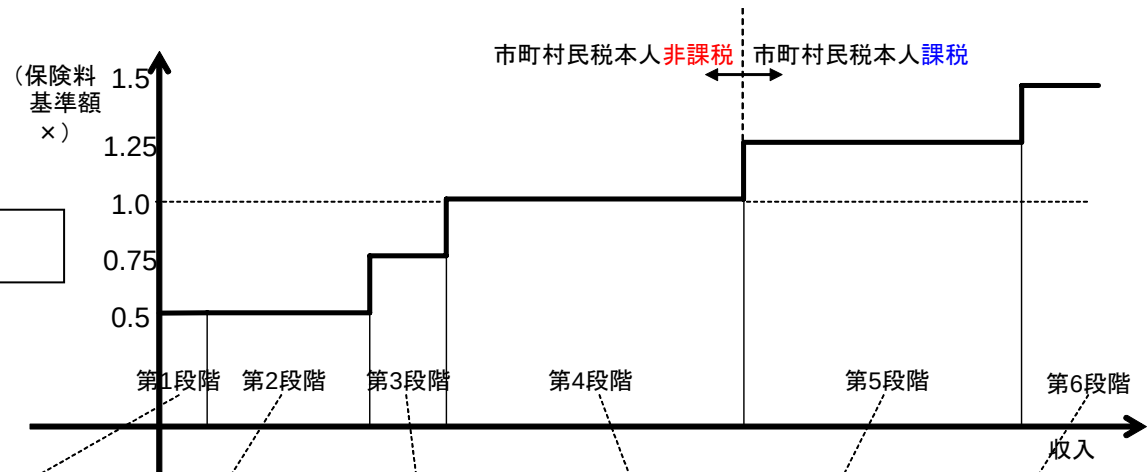
- ・ 1/4免除期間に係る給付: 満額年金の7/8
- ・ 半額免除期間 " : " 3/4
- ・ 3/4免除期間 " : " 5/8
- ・ 全額免除期間 " : " 1/2

国民健康保険

* 長寿医療(後期高齢者医療)も原則は同じ



介護保険



第1段階

生活保護受給者

第2段階

世帯全員が市町村民税**非課税**かつ本人年金収入**80万円**以下等

第3段階

世帯全員が市町村民税**非課税**かつ本人年金収入80万円超等

第4段階

本人が市町村民税**非課税**(世帯に**課税者**がいる)

第5段階

市町村民税**課税**かつ基準所得金額200万円未満

第6段階

市町村民税**課税**かつ基準所得金額**200万円**以上

国民年金における所得比例制の検討経緯

- 所得比例年金の導入は、国民年金制度の創設時にも検討されたが、制度の対象者に所得の低い者が多く、その所得の把握も困難であり、所得に応じた拠出を求めることは技術的に不可能であることから、さしあたって、定額拠出・定額給付の仕組みをとることとされた。

社会保障制度審議会「国民年金に関する答申」(昭和33年)(抄)

四、拠出金

…国民年金の対象には、所得能力が低く、その把握も困難であり、拠出金の徴収も容易でない人びとが多い。被用者の場合のように、所得に応じて拠出金を徴収することは、技術的に不可能に近い。したがって、収入の多いものも少ないものも、原則として定額とすることはやむを得ない。そしてその結果生ずる逆進性は、むしろ国庫負担によつて補正するのが妥当と考えられる。…

五、基準年金額

拠出金が、所得に比例する場合には、年金額も、たとえそのままの比率ではないにしても、ある程度はこれに比例させるのが通例である。…しかし拠出金が定額であれば年金もまた定額となることはいうまでもない。

- 昭和40年代の高度経済成長と生活水準の向上の中で、自営業者等からも給付水準の向上を望む声が高まり、このような要望に応えるべく、昭和44年の改正で国民年金に付加年金が創設され、さらに翌年には農業者年金基金制度が設けられた。

- 昭和60年改正においても所得比例年金の導入は検討されたが、再び所得把握の困難性等を理由として、今後の検討課題とされた。

「新年金法」(吉原健二著)より

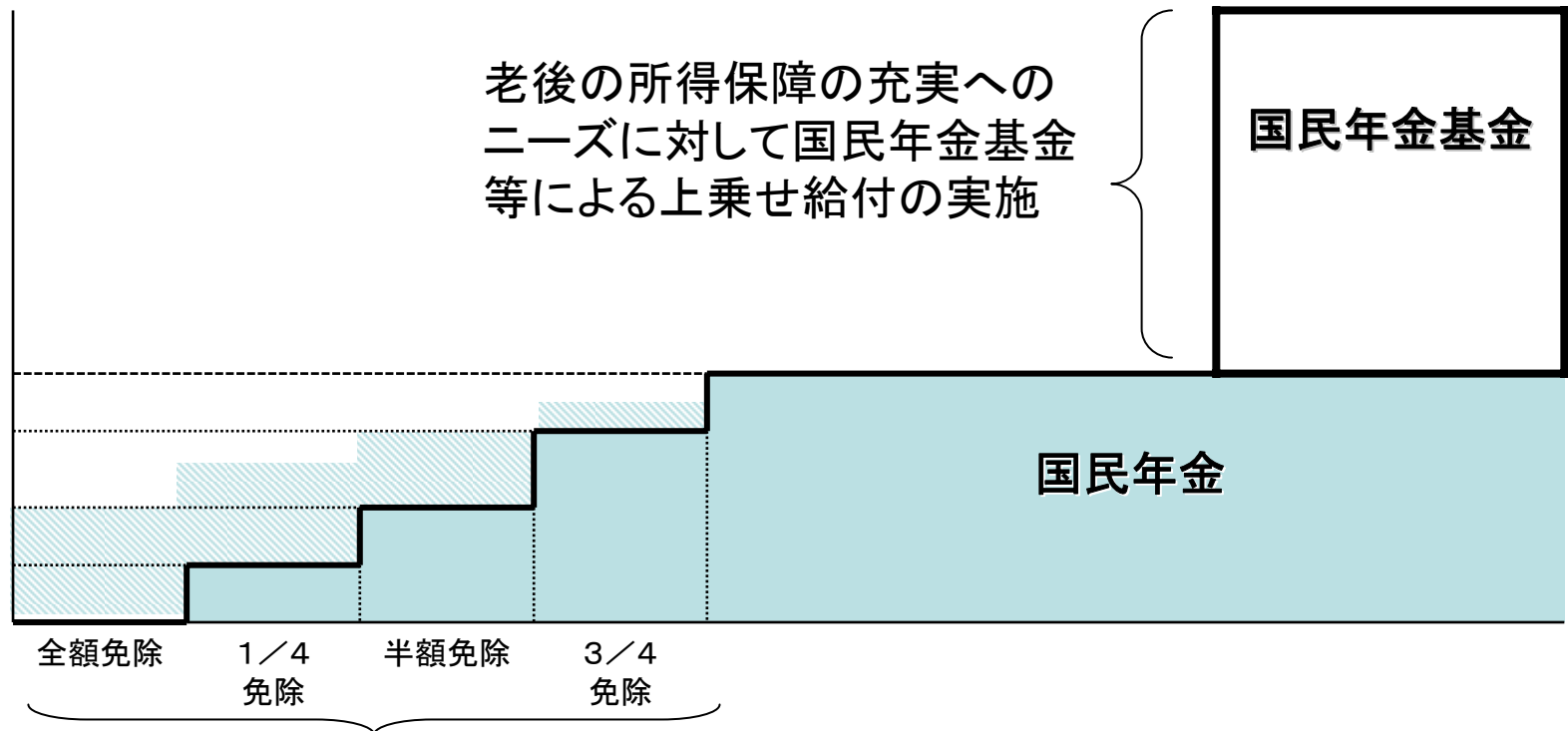
(国民年金の所得比例制の導入を見送った)理由は国民年金創設時と基本的にかわっていない。サラリーマンとちがい、たとえ有業者であっても種々さまざまな業態にわたる国民年金の対象者について、果たして長い期間にわたって全国的な規模で所得の公平で適確な把握ができるかどうかということが最大のネックである。...

...第二の理由は、国民年金の対象者は各種の統計や調査のうえでは所得の低い者が大部分で、所得比例制の導入が実質上それほど大きな意味をもたないと考えられることである。...

三番目に、本人の希望または申告による任意加入制あるいは選択制の所得比例制でもよいではないかという意見がある。...それならいままある国民年金の付加年金制度を改善すれば十分ではないかということになる。

- その後、平成元年改正において、自営業者のための上乗せの年金制度として、国民年金基金制度が整備された。
- このように、国民年金については、加入者にとって魅力ある年金といった観点や、負担能力に応じた保険料拠出といった観点から、所得比例制の導入について検討されてきた経緯があるが、解決すべき課題が多いことから、定額保険料・定額給付の仕組みを維持しつつ、低所得者に対して多段階保険料免除制度の導入等を通じた負担軽減の仕組みを講じるとともに、自営業者の老後生活に対する多様なニーズに応えるために国民年金基金による上乗せ給付を行うという対応を図ってきている。

(参考) 現行制度における自営業者等に対する所得保障の体系



保険料多段階免除制度の導入等による負担能力に応じた保険料負担
の仕組みの設定(免除期間に係る給付は国庫負担分を上乗せ)

【国民年金基金の概要】

- 自営業者等(国民年金の第1号被保険者)が、自らの選択により任意で加入。
- 加入は口数制であり、1口目の年金には必ず加入。2口目以降の年金は希望によって加入する。掛金月額
は最高で68,000円。
- 年金額は定額制(20歳から加入の場合、1口目3万円/月、2口目以降1万円/月)で、加入時の年齢によって
年金月額及び掛金が異なる。

国民年金に所得比例制を導入する場合に考えられる 制度類型と主な論点

① 1・2階を通じた所得再分配付き所得比例年金に再編	○高所得者から低所得者への世代内での所得移転の仕組みとなることから、所得捕捉がうまく行えないのであれば、加入者が所得を低く申告しようとする動きを誘発し、制度が維持困難となるのではないか。 (備考)医療保険や介護保険においては、保険料負担の多寡は給付に反映されないことから、所得を過小に申告するインセンティブは税制と同程度(罰則等の担保あり)であるが、再分配機能のある年金制度とした場合、保険料が低額になれば負担面に加えて給付面でも有利となるため、所得を過小に申告するインセンティブは格段に高くなる。
② 現行の国民年金とは別立てで2階のみの所得比例年金を創設	○賦課方式にした場合には、産業構造の変化の中で自営業者等の人数は長期減少傾向にあり、将来保険集団が縮小し、財政不安を招くおそれがあるのではないか。 ○賦課方式は世代間での所得移転を行う仕組みであることから、所得捕捉がうまく行えないのであれば、加入者が所得を低く申告しようとする動きを誘発し、制度が維持困難となるのではないか。 ○積立方式にした場合には、自営業者向けの上乗せ年金である国民年金基金と趣旨・内容が同一となり、わざわざ別立て制度を創設する意義がないのではないか。
③ 現行の国民年金に低所得者への軽減保険料を導入	○低所得者への給付を保険料財源で賄おうとした場合、世代内での所得移転の仕組みとなることから、所得捕捉がうまく行えないのであれば、加入者が所得を低く申告しようとする動きを誘発し、制度が維持困難となるのではないか。 ○従って、低所得者にフルペンを支払おうとすれば、財源は公費に求めるより他にないが、その財源を如何に確保するか。 ○保険料の多寡を問わずフルペンを支払うこととした場合、被保険者の保険料納付意欲を大幅に阻害することになるのではないか。

※上記のほか、所得に応じた保険料の設定を1号被保険者2,100万人全員に対して行う必要が出てくるが、国が保険者として十分な体制整備が可能か、市町村の協力を得られるかといった実務上の論点も挙げられる。